

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年3月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年3月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー騎射場店

鹿児島市下荒田三丁目39番10 外5筆

### 2 変更事項

#### (1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前	第1駐輪場	建物内北西側	10台
	第2駐輪場	建物内南西側	19台
	第3駐輪場	建物内北側	22台
	第4駐輪場	建物東側	4台
イ 変更後	第1駐輪場	建物内北西側	9台
	第2駐輪場	建物内南西側	19台
	第3駐輪場	建物内北側	17台
	第4駐輪場	建物東側	5台
	第5駐輪場	建物北側	5台

#### (2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物南側 121平方メートル

イ 変更後 建物南側 92平方メートル

#### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

### 3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和2年10月29日

(2) 2の(2) 令和2年2月29日

### 4 届出年月日

令和2年2月28日